

訪問看護（介護予防訪問看護）
訪問看護ステーション さくら
重要事項説明書
< 令和6年 12月 1日 >

1 運営の基本方針

病気を抱えながらも家で暮らしたいと思っている方が、出来るだけ安心して自立した日常生活が送れるように、心身機能の維持・回復を目指し、看護の目をもってお手伝いします。又、介護予防の自立支援の視点からも看護を提供いたします。

2 訪問看護ステーションさくらの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	訪問看護ステーションさくら
所在地	坂戸市末広町5番地1 シャンボールビル103号
介護保険指定番号	訪問看護（埼玉県1166090021号）
通常の事業の実施地域	坂戸市 鶴ヶ島市 鳩山町 川島町 東松山市

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤
看護師	1名	4名
准看護師	1名	

(3) サービスの提供時間帯

月～金 午前9時～午後5時

土・日・祝日 12/30～1/3はお休みとなります。

緊急必要時には相談、訪問体制をとっております。

3 サービス内容

病状の観察 身体の清潔 医師の指示による医療処置 各種カテーテルの管理
在宅リハビリ 認知症の看護 食事、排泄等 日常生活のお世話 療養介護相談 その他

4 利用料金

【 介護保険 】

給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1～3割です。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

< 訪問看護費 >

	区分	(単位数)	費用額	利用者負担額	利用者負担額	利用者負担額
		10.42円/単位	(10割分)	(1割)	(2割)	(3割)
20分未満	要介護	314単位	3,271円	328円	655円	982円
	要支援	303単位	3,157円	316円	632円	948円
30分未満	要介護	471単位	4,907円	491円	982円	1,473円
	要支援	451単位	4,699円	470円	940円	1,410円
30分以上1時間未満	要介護	823単位	8,575円	858円	1,715円	2,573円
	要支援	794単位	8,273円	828円	1,655円	2,482円
1時間以上1時間30分未満	要介護	1128単位	11,753円	1,176円	2,351円	3,526円
	要支援	1090単位	11,357円	1,136円	2,272円	3,408円
理学療法士などによる訪問(1回につき)	要介護	294単位	3,063円	307円	613円	919円
	要支援	284単位	2,959円	296円	592円	888円
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合	要介護	2961単位	30,853円	3,086円	6,171円	9,256円

* 准看護師、同一建物に対する減算に該当する場合には、上記単位数の10%減。

* 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）は25%増
深夜（午後10時～午前6時）は50%増となります。

< その他の加算 >

		(単位数)	費用額	利用者負担額	利用者負担額	利用者負担額
		10.42円/単位	(10割分)	(1割)	(2割)	(3割)
初回加算(Ⅰ)	1月につき	350単位	3,647円	365円	730円	1,095円
初回加算(Ⅱ)	1月につき	300単位	3,126円	313円	626円	938円
看護師等が2人で訪問看護を行う場合	30分未満	254単位	2,646円	265円	530円	794円
	30分以上	402単位	4,188円	419円	838円	1,257円
看護師等と看護補助者が2人で訪問看護を行う場合	30分未満	201単位	2,094円	210円	419円	629円
	30分以上	317単位	3,303円	331円	661円	991円
長時間訪問看護加算	1回につき	300単位	3,126円	313円	626円	938円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500単位	5,210円	521円	1,042円	1,563円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250単位	2,605円	261円	521円	782円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	1月につき	600単位	6,252円	626円	1,251円	1,876円
ターミナルケア加算		2500単位	26,050円	2,605円	5,210円	7,815円
退院時共同指導加算		600単位	6,252円	626円	1,251円	1,876円

看護・介護職員連携強化加算		250単位	2,605円	261円	521円	782円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回につき	6単位	62円	7円	13円	19円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1回につき	3単位	31円	4円	7円	10円
看護体制強化加算(Ⅰ)	1月につき	550単位	5,731円	574円	1,147円	1,720円
看護体制強化加算(Ⅱ)	1月につき	200単位	2,084円	209円	417円	626円
看護体制強化加算	1月につき	100単位	1,042円	105円	209円	313円
口腔連携強化加算	1月につき	50単位	521円	53円	105円	157円

* 死後の処置料 10,000 円 (保険適応外)

【 医療保険 】

* 利用者負担額は、お手持ちの被保険者証、公費負担医療制度適応の有無等により異なります。

* 特定疾患医療受給者証をお持ちの方は、自己負担額をご確認下さい。

* 処置で使用するガーゼや手袋等の衛生材料費は、ご負担して頂きます。

基本利用料金	週 3 日まで		週 4 日以降	
	看護師	准看護師	看護師	准看護師
訪問看護基本療養費Ⅰ	5,550 円	5,050 円	6,550 円	6,050 円
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一日に 2 人)	5,550 円	5,050 円	6,550 円	6,050 円
(同一日に 3 人以上)	2,780 円	2,530 円	3,280 円	3,030 円
訪問看護基本療養費Ⅲ (入院中の外泊)	8,500 円			
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ 30 分以上	5,550 円	5,050 円	6,550 円	6,050 円
30 分未満	4,250 円	3,870 円	5,100 円	4,720 円
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ				
同一日に 2 人 30 分以上	5,550 円	5,050 円	6,550 円	6,050 円
30 分未満	4,250 円	3,870 円	5,100 円	4,720 円
同一日に 3 人以上 30 分以上	2,780 円	2,530 円	3,280 円	3,030 円
30 分未満	2,130 円	1,940 円	2,550 円	2,360 円
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ (入院中外泊)	8,500 円			

◎ 訪問看護管理療養費

1. 月の初日の訪問	イ 機能強化型訪問看護管理療養費 1	13,230 円
	ロ 機能強化型訪問看護管理療養費 2	10,030 円
	ハ 機能強化型訪問看護管理療養費 3	8,700 円
	ニ イロハ 以外の場合	7,670 円

2. 月の2日目以降の訪問（1日につき）イ	訪問看護管理療養費 1	3,000 円	
	ロ	訪問看護管理療養費 2	2,500 円

◎ 各種加算

24時間対応体制加算	(月1回)	6,800 円
訪問看護情報提供療養費	(月1回)	1,500 円
特別管理加算	(月1回)	2,500 円
	重症度の高いもの	5,000 円
夜間・早朝訪問看護加算	(6～8、18～22時)	2,100 円
深夜訪問看護加算	(22～6時)	4,200 円
難病等複数回訪問加算 (1日2回)	同一建物内1人又は2人	4,500 円
	同一建物内3人以上	4,000 円
	(1日3回以上) 同一建物内1人又は2人	8,000 円
	同一建物内3人以上	7,200 円
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650 円
	月15日目以降	2,000 円
長時間訪問看護加算	(訪問時間90分以上)	5,200 円
複数名訪問看護加算 (看護職員2名訪問)	同一建物内1人又は2人	4,500 円
	同一建物内3人以上	4,000 円
	(看護職員と准看護師) 同一建物内1人又は2人	3,800 円
	同一建物内3人以上	3,400 円
	(看護職員とその他職員) 同一建物内1人又は2人	3,000 円
	同一建物内3人以上	2,700 円
	1日に2回 同一建物内1人又は2人	6,000 円
	同一建物内3人以上	5,400 円
1日に3回以上	同一建物内1人又は2人	10,000 円
	同一建物内3人以上	9,000 円
乳幼児加算<0～6歳未満> (1日につき)		1,300 円
	厚労大臣が定めるもの	1,800 円
退院時共同指導加算	(1～2回まで)	8,000 円
特別管理指導加算 (退院時共同指導加算に+)		2,000 円
退院支援指導加算		6,000 円
	長時間にわたる療養上必要な指導を行ったとき	8,400 円
在宅患者連携指導加算	(月1回まで)	3,000 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (月2回まで)		2,000 円
訪問看護ターミナルケア療養費 1 (死亡月に算定)		25,000 円

訪問看護ターミナルケア療養費 2	10,000 円
看護・介護職員連携強化加算（月 1 回まで）	2,500 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算（月 1 回）	50 円
訪問看護ベースアップ評価料（I）	780 円

- * 休日訪問については、1 日につき 2,000 円の実費をいただきます。
- * 長時間訪問看護加算を取らない 90 分以上の訪問 30 分につき 1,000 円
- * 週 3 回を超える訪問（回数制限のある方） 1 回 8,500 円
- * 死後の処置料 10,000 円

(1) 交通費

【介護保険】

前記 2 の (1) の通常の事業の実施地域以外にお住まいの方は、交通費の実費が必要です。
自動車を使用した場合、通常の事業の実施地域を越えた地点から
10 km 未満 250 円、10 km 以上 500 円

【医療保険】

提供地域内の訪問 1 回につき 100 円の実費
提供地域を越えた地点から 10 km 未満 250 円 10 km 以上 500 円

(2) キャンセル料

急なキャンセルの場合は下記料金をいただきます。訪問の変更・中止につきましては、出来るだけ早めの連絡をお願い致します。急な入院等の場合には、キャンセル料は請求致しません。

ご利用の前日までにご連絡いただいた場合	無 料
当日訪問までにご連絡いただいた場合	1 提供あたりの料金の 10%
当日訪問までにご連絡いただけない場合	1 提供あたりの料金の 100%

(3) その他

- ① 利用者様の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者様のご負担になります。
- ② 料金のお支払方法
毎月、10 日までに前月分の請求をいたしますので、口座振替によりお支払いください。
銀行または郵便局より引き落としが確認され次第、領収証を発行致します。

5 緊急時の対応方法 24 時間対応体制をとっており、必要に応じ訪問致します。

緊急時連絡先 ① 090-4957-3392

② 090-1048-2443

サービス提供中に病状変化、その他の緊急事態が生じた時は、必要に応じて、主治医、救急隊へ連絡をし、適切な処置を行います。

6 事故発生時の対応

- ① 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。
- ③ 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

7 サービス内容に関する苦情

① 当事業所 相談苦情窓口

管理者 岡田 史子 電話 049-284-8195

ご連絡頂いた相談・苦情には速やかに対応し、対処方法の検討・改善を行い記録に残すと共に、問題の再発防止に努めます。又、必要であれば関係機関へ報告致します。

② 市町村苦情窓口

- ・ 坂戸市役所 高齢者福祉課 283-1331
- ・ 各介護保険担当課 鶴ヶ島市 271-1111 東松山市 0493-23-2221
鳩山町 296-1211 川島町 297-1811

③ 埼玉県国民健康保険団体連合 048-824-2568

8 第三者評価の実施状況 無し

9 当事業所の概要

名称	法人種別	医療法人(社団)秀人会原田内科クリニック
		訪問看護ステーションさくら
代表者役職	氏名	理事長 原田 守久
		管理者 岡田 史子
住 所		坂戸市末広町5番地1 シャンボールビル103号
電話番号		049-284-8195